

高知県営業時間短縮要請協力金（まん延防止：8/27～9/12要請分）申請の流れ

STEP 1. 申請書類を入手

【入手先】

- 1 県庁ホームページから印刷又はダウンロード
- 2 県庁本庁舎1階ロビーで受け取る
- 3 県税事務所（中央東、中央西のみ）
で受け取る
- 4 高知市役所で受け取る

※住所等は、「申請等要項 別表4」を参照



STEP 2. 申請書類の作成 ※詳細は「申請等要項 別表3」をご参照ください。

※第1期・第2期（5/26～6/20）又は第3期（8/21～8/26）の協力金を申請済みの場合は、申請書類の一部の提出が不要になります（詳細は「申請等要項 別表3」参照）。

【①記入する書類】※給付額（一部）の早期給付が可能です。

- 協力金支給申請書（様式1 及び 様式3-1 又は 様式3-2）
- 早期給付申請書（様式2）※早期給付の申請をされる方のみ
- 売上高の証明申請書（様式4-1 又は 様式4-2）

※認定経営革新等支援機関等（税理士・金融機関、商工会・商工会議所等）の証明を受けたものに限り、ただし、中小企業等において、支給単価を下限額である3万円で申請する場合は、提出不要です。

- 早期給付に係る誓約書（様式5）※早期給付の申請をされる方のみ
- 誓約書（様式6）

【②添付する書類】

- 営業活動を行っていることが分かる書類
- 営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類
- 本人（法人の場合は法人代表者）確認書類
- 営業時間短縮（休業含む）及び酒類の提供停止の状況が分かる書類
- 新型コロナウイルス感染症対策の業種別ガイドラインを遵守していることが分かる書類
- 振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し

STEP 3. 申請書類の提出

※感染防止のため、持参による申請は受け付けておりません。

①郵送

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。（送料は申請者負担）

【送付先】〒780-8570 高知県庁
「高知県営業時間短縮要請協力金
申請受付係」行

②オンライン

県庁ホームページから申請してください。



STEP 4. 入金

9月中旬以降、 口座に振込予定

※早期給付申請については、
9月上旬以降、振込予定
※審査の結果、不支給となる
場合があります。

審査

【お問い合わせ先】

高知県営業時間短縮要請協力金
申請手続相談窓口（コールセンター）

TEL：088-823-9809

受付時間：午前9時から午後5時まで
（土日、祝日含む全日）

※お住まいの市町村ではなく、こちらにお問い合わせください。

申請受付期間

令和3年9月1日(水)

～令和3年11月1日(月)※当日消印有効

※給付額（一部）の早期給付の申請は

令和3年9月12日(日)※当日消印有効

